

## 府内統一の国民健康保険料・率が決定しました

医療保険課  
☎892-0121

4/1から、国民健康保険料は府内完全統一が導入されます。そのため、R6年度は下表の保険料・率となります。保険料決定通知書の発送は、6月中旬です。

### R6年度保険料・率

大阪府内統一保険料・率	医療費分	後期高齢者支援金分	介護保険料分
所得割額 (基準総所得額)	9.56% 【8.47%】	3.12% 【2.57%】	2.64% 【2.47%】
均等割額 (被保険者1人当たり)	35,040円 【30,331円】	11,167円 【9,314円】	19,389円 【17,520円】
平等割額 (1世帯当たり)	34,803円 【29,692円】	11,091円 【9,195円】	—
賦課限度額	65万円 【65万円】	22万円 【20万円】	17万円 【17万円】

【 】内は、R5年度の交野市保険料・率です。

### 保険料モデルケース

モデルケース	R5年度 交野市保険料	R6年度 統一保険料	比較 (R5-R6)	増加率
所得200万円(1人) 40歳2人子供2人	398,000円	456,123円	58,123円	12.7%
所得100万円 65歳2人	121,900円	141,429円	19,529円	13.8%
所得なし 40歳1人	28,700円	33,445円	4,745円	14.2%

### 保険料が増加する主な理由

- 医療の高度化や国保加入者の高齢化に伴い、1人あたりの医療費が毎年上がっています。
  - R6年度に完全統一保険料になることに備え、H30年度からR5年度にかけて段階的に保険料を
- 上げていく期間が設けられていました。その期間において市は、基金を活用して独自に保険料の上昇を抑えていましたが、府内完全統一に伴い、今後は独自に行っている制度等が適用できなくなります。

市は、今後も高い保険料に反対し、大阪府の責任のもと、基金を活用し保険料の引き下げを行うことを要求していきます。

## 自動車文庫「ブンブン号」の巡回日程

倉治図書館  
☎891-1825

ステーション名	時間	R6						R7					
		曜日	4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	2月	3月	
郡津駅前(松塚公園)	14:00～14:45	水	3日 17日	1日 15日 29日	12日 26日	10日	4日 18日	2日 16日 30日	13日 27日	11日	5日 19日	5日 19日	
星田西体育施設前	15:30～16:30		10日 24日	8日 22日	5日 19日	3日 17日	11日 25日	9日 23日	6日 20日	4日 18日	12日 26日	12日 26日	
ゆうゆうセンター前	14:00～14:30		木	4日 18日	2日 16日 30日	13日 27日	11日	5日 19日	3日 17日 31日	14日 28日	12日	6日 20日	6日
磐船駅北1号公園	14:45～15:30			11日 25日	9日 23日	6日 20日	4日 18日	12日 26日	10日 24日	7日 21日	5日 19日	13日 27日	13日 27日
藤が尾	15:50～16:30												
フレンドタウン交野 (北側出入口前)	13:30～14:15												
妙見坂(松下中央児童公園)	14:45～15:15												
南星台公園	15:30～16:30												
妙見東(中公園北)	13:30～14:00												
星田山手自治会館前	14:30～15:15												
星田山手1丁目	15:30～16:30												

※8月と1月および3/20頃は運休します。

## 後期高齢者医療制度のお知らせ

医療保険課☎892-0121  
大阪府後期高齢者医療広域連合 資格管理課  
☎06-4790-2028

### R6・7年度の保険料算定料率が決定しました

#### 改正の主なポイント

- 後期高齢者医療制度が出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組みを導入し、子育てを全世代で支援することになりました。
- 現役世代の負担上昇を抑制するため、後期高齢者医療における高齢者の保険料負担割合を見直しました。

#### 保険料の計算式

$$\text{年間保険料 (限度額80万円)(※1)} = \text{均等割額 被保険者1人当たり 5万7,172円} + \text{所得割額 賦課のもととなる所得金額(※2) × 所得割率11.75%(※3)}$$

※1 R6年度は、S24.3/31以前生まれの方等は73万円となります。

※2 前年の総所得金額や山林所得金額、他の所得と区分して計算される所得金額(分離課税として申告された株式の譲渡所得や配当所得・土地等の譲渡

所得等)の合計額から基礎控除額を控除した額です(雑損失の繰越控除分は控除しません)。

※3 R6年度は、R5の基礎控除後の総所得金額が58万円を超えない場合は、所得割率が10.94%となります。

#### 保険料の軽減について

世帯の所得水準に応じて、保険料の均等割額が軽減されます。

所得の判定区分 (同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額)	均等割の 軽減割合
【基礎控除額(43万円)+10万円×(給与所得者等の数(注)-1)】を超えないとき	7割
【基礎控除額(43万円)+29万5千円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数(注)-1)】を超えないとき	5割
【基礎控除額(43万円)+54万5千円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数(注)-1)】を超えないとき	2割

(注)「給与所得者等」の条件は、下記のいずれかに該当する方  
 ・給与等の収入金額が55万円を超える  
 ・65歳未満かつ公的年金等収入金額が60万円を超える  
 ・65歳以上かつ公的年金等収入金額が125万円を超える

軽減判定するときの総所得金額等には、専従者控除、譲渡所得の特別控除に係る部分の税法上の規定は適用されません。世帯主が被保険者でない場合でも、その世帯主の所得が軽減判定の対象となります。

#### 保険料決定通知・納入通知書(一体型通知書)の送付時期

7月中旬に送付予定です。7月以降に被保険者となった方には、8月以降に順次通知書を送付します。

## 広報紙がリニューアル

情報マーケティング課  
☎892-0121

今月号から、広報紙のデザインをリニューアルしました。

#### 主なリニューアルポイント

- ▶表紙のタイトルデザインを変更
- ▶表紙に目次を追加
- ▶トピックスページでは、記事が目立つように背景色を追加
- ▶お知らせページでは、QRコードを一層活用
- ▶子育てページでは、情報量を整理して親しみやすいデザインに
- ▶各種コーナーのデザインを変更